

序 論

〔第1章〕 計画の策定について

1. 計画策定の経緯と趣旨

わが国における人口の高齢化は急速に進んでおり、平成22年国勢調査によれば、高齢化率は23.0%（平成22年10月1日現在）となっています。今後も高齢化はさらに進む見込みであり、特に、「団塊の世代*」（昭和22～24年生まれの第1次ベビーブーム世代）がこれから高齢者となっていく中で、高齢者人口は大きく増加し、平成27年（2015年）には全国の高齢化率は26.9%に達し、4人に1人が高齢者という時代になるものと予想されています（国立社会保障・人口問題研究所推計）。

一方、本県は、全国を上回る速さで高齢化が進んでおり、平成22年国勢調査では、高齢化率は27.3%（平成22年10月1日現在）となっています。また、上記の推計では、平成27年（2015年）には本県の高齢化率は31.4%と見込まれており、全国に先駆け、ほぼ3人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えるものと予想されています。さらに本県には、中山間地域や過疎地など、より高齢化が進んだ地域も多く、高齢社会への対応は大きな課題となっています。高齢者が地域で健康で安心して暮らすことができ、たとえ介護や生活支援が必要となっても、社会全体で支えあう豊かな長寿社会の実現が求められています。

このような社会づくりを推進していくため、本県ではこれまで、高齢者の総合的な福祉保健施策の基本的な方針や施策の方向を明確にするとともに、市町村の取組を支援するための体制づくりを進めてきました。

介護保険制度は、高齢者福祉の大きな課題である「介護」を社会全体の連帯により支えるしくみとして、平成12年4月に創設され、高齢者福祉の基盤として大きな役割を果たしてきました。しかし一方で、サービス利用者が大きく増加する中、さまざまな課題も明らかになってきており、制度の持続性を確保するため、継続的な見直しを実施されています。

平成17年には、「制度の持続可能性の確保」、「明るく活力ある超高齢社会の構築」、「社会保障の総合化」の3点を基本的視点として、介護予防の強化や地域包括支援センターの創設などを盛り込んだ介護保険法の大幅改正が行われました。この改正を受け、介護保険事業（支援）計画は、第3期計画から第5期計画までの長期的視点のもとで、平成27年（2015年）を目標に「高齢者福祉のあるべき姿」に向けた計画を策定するものとされました。

平成23年には、さらに「地域包括ケアシステムの実現」に向けた法改正が行われました。これは、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を、日常生活圏域を単位に実現していくことで、ひとり暮らしの高齢者や要介護度の重い高齢者など、高齢者がどのような状況にあっても安心して在宅生活を送ることができるようにしていくというものであり、



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

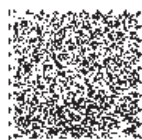
第8章

第9章

「医療との連携強化」、「介護サービスの充実強化」、「予防の推進」、「見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護*」、「高齢期になっても住み続けることのできる高齢者の住まいの整備」の5つの視点が示されています。

本計画は、従前計画である「わかやま長寿プラン2009」から引き継ぐ長期的視点に基づきつつ、高齢者福祉および介護保険事業に関する政策目標を定め、取組を総合的に推進していく計画となるものです。合わせて、今回の制度改正の理念をふまえ、本県において、各地域の特性をふまえた「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域と連携して進むべき道筋を示すものでもあり、本計画は、このような趣旨をふまえて策定するものです。

年 度	経 過
平成元年度	<ul style="list-style-type: none"> ■国が「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」を策定 ■県が「和歌山県長寿社会総合対策指針」を策定 <p>急激な高齢化の進展に対し、県民の誰もが長寿を喜びあえる活力に満ちた和歌山県をめざして、長寿社会対策の施策展開の基本方向を明らかにし、長寿社会対策を総合的に推進した。</p> <p>3つの基本方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. いきいきとして活力のある社会をつくる 2. 安心して老後を迎えられる社会をつくる 3. 安全で快適な生活ができる社会をつくる
平成2年度	<ul style="list-style-type: none"> ■老人福祉法・老人保健法等改正 <p>市町村および都道府県における老人保健福祉計画の策定が義務づけられた。</p>
平成5年度	<ul style="list-style-type: none"> ■「和歌山県老人保健福祉計画」策定（平成11年度まで） <p>老人保健福祉サービスのいっそうの充実を図るため、平成11年度までの目標を定め、保健福祉サービスの供給体制を推進した。</p> <p>3つの基本方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「安心して気軽に受けられる」サービス体制づくり 2. 「健康・ゆとり・生きがいのある」元気老人づくり 3. 「助けあい、支えあえる」地域社会づくり <ul style="list-style-type: none"> ■県内市町村が「市町村老人保健福祉計画」を策定
平成6年度	<ul style="list-style-type: none"> ■国が「新・高齢者保健福祉推進10か年戦略（新ゴールドプラン）」を策定（平成11年度まで） <p>全国の老人保健福祉計画を積み上げ、ゴールドプランの介護サービス基盤の整備目標を見直し、大幅に引き上げた。</p>
平成9年度	<ul style="list-style-type: none"> ■介護保険法成立 <p>市町村は介護保険事業計画の策定を、都道府県は介護保険事業支援計画の策定を義務づけられた。</p>
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ■「第2次和歌山県老人保健福祉計画」と「和歌山県介護保険事業支援計画」を包括する「わかやま長寿プラン2000」を策定
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ■「第3次和歌山県老人保健福祉計画」と「第2次和歌山県介護保険事業支援計画」を包括する「わかやま長寿プラン2003」を策定
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ■介護保険法改正 ■「第4次和歌山県老人保健福祉計画」と「第3次和歌山県介護保険事業支援計画」を包括する「わかやま長寿プラン2006」を策定
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ■老人保健法改正 <p>老人保健計画は、健康増進法で定める計画へ移行</p>
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ■「第5次和歌山県老人福祉計画」と「第4次和歌山県介護保険事業支援計画」を包括する「わかやま長寿プラン2009」を策定
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ■介護保険法改正 ■「第6次和歌山県老人福祉計画」と「第5次和歌山県介護保険事業支援計画」を包括する「わかやま長寿プラン2012」を策定



2. 計画の性格と位置づけ

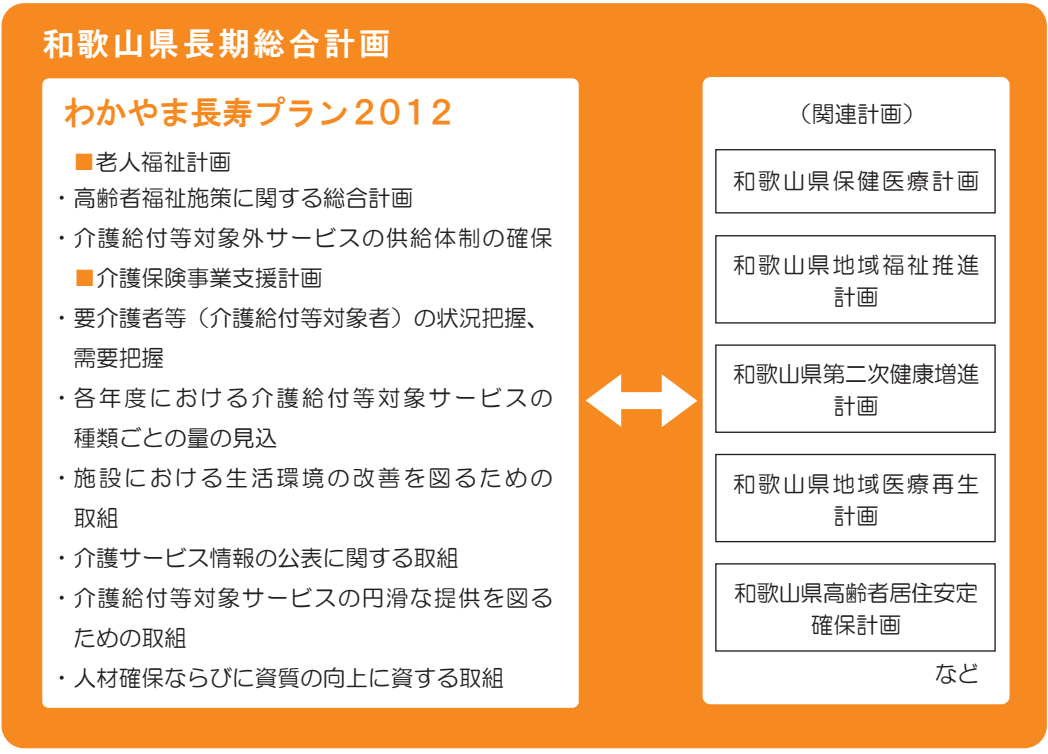
本計画は、老人福祉法第20条の9第1項（都道府県老人福祉計画）及び介護保険法第118条（都道府県介護保険事業支援計画）の規定に基づき策定するものです。和歌山県老人福祉計画と和歌山県介護保険事業支援計画とは一体化した構成となっています。

市町村に対しては、県との連携による行政の推進を、また、県民や企業、団体に対しては積極的な参画と協力を期待し、国に対しては県の施策への支援と協力を要請するものです。

なお、第3期計画～第5期計画については、前述のとおり、高齢者像の多様化をふまえ、長期的な視点のもと、平成27年（2015年）の高齢者福祉のあるべき姿に向けて計画策定するものとされています。したがって、本計画（第5期計画）は第3期計画～第5期計画における最終段階の計画と位置づけられ、第3期計画、第4期計画の取組を受け継ぎ、発展させることで、本県における高齢者福祉のあるべき姿をめざしていく計画となります。さらに、その観点をふまえ、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組をスタートさせるという性格も持つものです。

「和歌山県長期総合計画ー未来に羽ばたく元気な和歌山ー」は、和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条第1項に基づき、県議会の議決を経て平成20年3月に策定されました。この計画は、平成29年（2017年）度を目標年度としてめざす将来像の実現に向け、取り組む施策の基本的方向を明らかにしたものであり、県政運営の指針となるものです。本計画は、「和歌山県長期総合計画」を上位計画として策定しました。

また、本計画は、「和歌山県保健医療計画」、「和歌山県地域福祉推進計画」、「和歌山県第二次健康増進計画」、「和歌山県地域医療再生計画」、「和歌山県高齢者居住安定確保計画」等を関連計画として、これらと調和のとれた計画としています。



3. 計画の期間

計画は3年を1期とするものとされています。本計画は平成23年度までの第4期計画（わかやま長寿プラン2009）を引き継ぐものであり、計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間となります。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画	→								
第4期計画				→					
第5期計画							→		

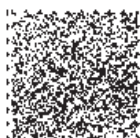
4. 計画の策定および点検等の体制

本県では、長寿社会における諸課題を協議、検討することを目的に、保健・医療・福祉等の専門機関の代表者、学識経験者、被保険者代表等で構成された審議組織「和歌山県長寿社会対策推進会議」を平成元年から設置しています。「わかやま長寿プラン2012」の策定にあたっては、計画案の審議を当会議にお願いし、幅広い観点から総合的な検討を行いました。

また、当会議において専門的な事項を検討するために、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者等で編成された「介護保険事業支援計画等専門部会」を設置し、専門的見地から計画内容に関する詳細な検討を行いました。

●会議開催経過

- 平成23年 3月22日 平成22年度長寿社会対策推進会議
- 平成23年 9月 2日 第1回長寿社会対策推進会議
- 平成23年10月 7日 第1回介護保険事業支援計画等専門部会
- 平成23年11月14日 第2回介護保険事業支援計画等専門部会
- 平成23年12月22日 第3回介護保険事業支援計画等専門部会
- 平成24年 1月13日 第2回長寿社会対策推進会議
- 平成24年 2月28日 第4回介護保険事業支援計画等専門部会
- 平成24年 3月15日 第3回長寿社会対策推進会議



本計画の策定にあたっては、高齢者の現状やニーズ、地域の状況などの把握を行うために、アンケートによる実態調査を実施しました。

●実施期間 平成22年 9月 9日 ～ 9月30日

計画素案に関してパブリックコメント*を実施し、広く県民の意見を聴取し、計画への反映に努めました。

●実施期間 平成24年 2月 6日 ～ 2月22日

当計画の推進にあたっては、各年度、圏域ごとの計画目標の達成状況を点検し、効果的な施策を推進します。

5. 老人福祉圏域の設定

老人福祉法および介護保険法により、都道府県老人福祉計画および都道府県介護保険事業支援計画においては、都道府県が定める区域ごとに介護保険施設等の必要入所定員総数その他介護給付等対象サービス量の見込を定めることとされています。

老人福祉圏域については、広域的な見地から介護保険施設等の整備目標を調整するため、「総合的な行政の効率」、「福祉行政の一貫性」から、和歌山県保健医療計画における二次保健医療圏との一致を図るとともに、県振興局の所管区域（保健・福祉に関する事項についてのみ）、および保健所の所管区域とも合致する次の7圏域を引き続き設定するものとします。

圏 域 名	構 成 市 町 村
和歌山・海南・海草圏域 【2市1町】	和歌山市、海南市、海草郡（紀美野町）
紀の川・岩出圏域 【2市】	紀の川市、岩出市
橋本・伊都圏域 【1市3町】	橋本市、伊都郡（かつらぎ町、九度山町、高野町）
有田圏域 【1市3町】	有田市、有田郡（湯浅町、広川町、有田川町）
御坊・日高圏域 【1市5町】	御坊市、日高郡（美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町）
田辺・西牟婁圏域 【1市4町】	田辺市、日高郡（みなべ町）、西牟婁郡（白浜町、上富田町、すさみ町）
新宮・東牟婁圏域 【1市4町1村】	新宮市、東牟婁郡（那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町）



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 第9章

〔老人福祉圏域〕

